

(応募要領)

---

平成 22 年度  
低 CO<sub>2</sub> 川崎パイロットブランド ' 10 ( 試行実施 )  
応募要領

---

**事務局・連絡先**

川崎市環境局地球環境推進室

E-mail: 30tisui@city.kawasaki.jp (\*30: 数字で"30")

TEL: 044-200-2169 FAX: 044-200-3921

**低 CO<sub>2</sub> 川崎ブランドホームページ**

<http://www.k-co2brand.com/>

## (応募要領)

### 1. 目的と特徴

地球規模での温室効果ガス排出削減のためには、工場・事業所からの直接排出分を把握し管理するだけでなく、事業活動をライフサイクル全体で総合的に評価した上で望ましい取り組みを推進していくことが重要といえます。

川崎市では、下記を目的、特徴とする認定制度「低 CO<sub>2</sub>川崎ブランド」を検討しています。平成 21・22 年度は、試行的に「低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランド」の公募・選定を行っています。平成 22 年度は、川崎市内で研究開発（確立・企画）または製造（提供）されライフサイクル全体で CO<sub>2</sub> 削減に貢献している製品・技術・サービス（以下、製品等）及び市内で活躍する市民活動を募集します。市民活動は、市民の意識を啓発し、活動による市内外の CO<sub>2</sub> 排出削減を促すことを目的として、今年度新たに対象として加えました。

#### 低 CO<sub>2</sub>川崎ブランドの目的

- ライフサイクル全体で CO<sub>2</sub> 削減に貢献する川崎発の製品・技術・サービス・市民活動等を評価し、広く発信することを通して地球温暖化防止を図ります。
- ライフサイクル全体での CO<sub>2</sub> 削減効果の考え方を普及させることにより、市民や企業の環境意識・スキルの向上を図ります。

#### 低 CO<sub>2</sub>川崎ブランドの特徴

- 原材料調達時・製品使用時の CO<sub>2</sub> 排出削減や低 CO<sub>2</sub> 技術の開発等、製品・技術・サービスのライフサイクル全体を通じた温暖化防止への貢献を対象とします。
  - 最終製品だけでなく、素材や部品等の製品、サービスも対象とします。
  - 製造業だけでなく、非製造業を含む幅広い業種、団体を対象とします。
  - 組織の規模を問わず、中小企業・団体を含めた幅広い取り組みを対象とします。
  - 生産活動だけでなく、製品の研究開発や製造プロセスの技術移転による貢献も対象とします。
- 製品・技術・サービスのライフサイクル全体を通じた CO<sub>2</sub> 削減量を実際に算定いただきます。
  - 本事業への応募、広報を通じ、CO<sub>2</sub> 削減量算定の考え方を普及させることも目的としています。
  - 講習会・相談会を開催し、削減量の算定方法や審査シートの記入方法に関する説明を行います。
- CO<sub>2</sub> 削減に貢献する市民活動も対象とします。
  - ライフサイクル的思考をもって活動する市民活動を選定します。
  - 希望する団体には、実際に CO<sub>2</sub> 削減量の算定を行っていただき、結果を公表していきます。

#### 低 CO<sub>2</sub>川崎ブランド'10 に選定されると

選定されると、下記の優遇やメリットを受けることができます。

- ホームページや川崎市広報などでの広報
- 川崎市国際環境技術展での選定表彰式・ブース展示
- 低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドロゴマークの使用
- 「環境対策資金融資」(平成 22 年 4 月 1 日施行)での優遇

環境対策資金融資とは、中小企業者等が省エネ対策等の環境への対応を図ろうとする場合の川崎市の融資制度で、本パイロットブランドに選定された製品・技術を有する方には、金利が優遇されます。

- 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」(平成 22 年 4 月 1 日施行)に基づく計画書及び報告書への記載  
同条例では、一定規模以上の事業者には「事業活動地球温暖化対策計画書」及び「事業活動地球温暖化対策結果報告書」の提出を義務付けていますが、この中に記載する地球温暖化対策のうち、「他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置」として、低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドの選定について記載することが認められています。

(応募要領)

## 2. 部門

### (1) 製品・技術部門

川崎市内で製造または研究開発(確立)され、ライフサイクル全体で CO<sub>2</sub> 排出削減に貢献している製品・技術。

### (2) サービス部門

川崎市内で提供または企画(確立)され、ライフサイクル全体で CO<sub>2</sub> 排出削減に貢献しているサービス。

### (3) 市民活動部門

川崎市内で実践または企画され、市民の創意工夫によって市内外の CO<sub>2</sub> 排出削減に貢献している市民活動。

ライフサイクル全体とは、製造工程での CO<sub>2</sub> 排出削減だけでなく、使用時の省エネルギーや、廃棄物を原料として調達することによる CO<sub>2</sub> 排出量の削減等を含むことを意味します。

#### 市民活動部門の新設の目的・方針

市民の意識を啓発し、市民活動による市内外の CO<sub>2</sub> 排出削減を促進することを目的とします。

この部門の新設は、市民活動による CO<sub>2</sub> 排出削減の功績を称えるだけでなく、選定された市民活動の事例を発信することで、市民の意識を啓発する、ライフサイクル的思考を広める、また同様の活動を普及させるなどの波及効果も目指したものです。

こうした目的のもと、将来の市民活動のモデルとなるような特色をもった活動を選定します。

(応募要領)

### 3. 選定基準

#### (1) 製品・技術部門、サービス部門

製品・技術部門、サービス部門では、低 CO<sub>2</sub> 川崎パイロットブランドの選定にあたり、市内の企業の取り組みの動機付けとなる、または市民の意識を啓発するなど、市全体における CO<sub>2</sub> 削減の取り組みの一層の推進を期待し、下記の基準から評価される製品等を選考します。

なお、総合的に評価を行うため、～ のすべてに該当する必要はありません。

#### <基本となる選定基準>

##### ライフサイクルでの環境効率の向上

ライフサイクル全体で CO<sub>2</sub> 削減効果を評価し、製造工程(サービス提供段階、活動段階)以外のライフステージでの CO<sub>2</sub> 削減効果も含め、環境効率<sup>1</sup>の高いものであること。

特に、製品においては、製造工程以外での CO<sub>2</sub> 排出量の削減効果が大きい取り組みを、より高く評価する。

##### 独自性・先進性

独自の工夫や先進的な技術が活用された取り組み(フロントランナーとしての取り組み)であり、他の企業・組織への今後の普及も期待され、より社会に大きく寄与するものと考えられること。

##### 市民、社会全体の取り組みの推進

幅広い層の市民を巻き込む取り組み、広く市民が啓発されることが期待される取り組みであること、またその取り組みを選定することでより市民等の意識向上が期待されるものであること。

市民、社会を含め、多様な主体での CO<sub>2</sub> 削減の推進が期待されるものを高く評価する。

##### 国際的な貢献

海外への技術移転や、輸出された先での効率的なエネルギー使用によって、海外での CO<sub>2</sub> 削減に大きく寄与する製品等であること。これらの製品等を、川崎市における政策の一つである「技術による国際貢献」に寄与するものとして高く評価する。

---

<sup>1</sup>同じ機能の製品等における CO<sub>2</sub> 排出量との比較による削減率

## (応募要領)

### (2) 市民活動部門

市民活動部門の選定基準については、上記の 4 つの評価基準を市民活動の特性に合わせて下記のように捉え、これを特に重視し選定を行います。

なお、市民活動部門については、下記 ~ のすべてにあてはまるものを選定します。

#### < 市民活動に特に期待し重視する観点 >

##### ライフサイクル思考

ライフサイクル思考に基づいて、CO<sub>2</sub>削減に貢献していること。つまり、活動の成果としてのCO<sub>2</sub>削減のみではなく、活動に必要な物資の調達や廃棄にあたっては、省資源や省エネルギー、ごみ減量等に配慮していること。ライフサイクル思考を普及させる、川崎ブランドの視点として欠かせない事項。

##### 工夫・改善

参加者の拡大、効率的な活動等に向けて工夫・改善されていること。これまでの活動に工夫を加え改善を行ったり、他にない活動を新たに始めたりする取り組みは、市民の環境意識啓発に有効であり、かつ他の活動の参考となる。

##### 再現性・継続性

再現性があり、継続的に実施されていること。活動の実施方法がシステム化（定型化）されていることにより、他の団体や個人が参考にして、自らの活動として再現・展開できることを期待。また、活動が継続的に実施されていることにより、今後も引き続いてのCO<sub>2</sub>削減効果が期待できる。

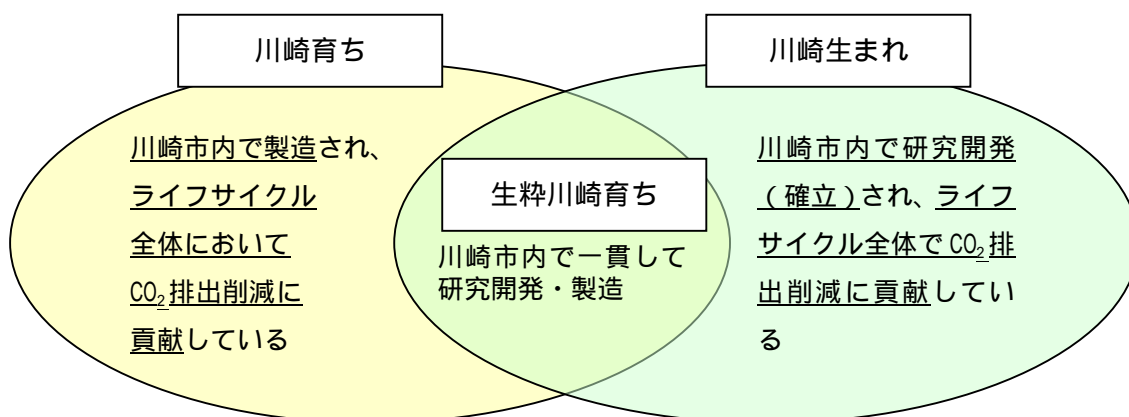
(応募要領)

4. 応募方法

(1) 応募対象

本事業では、「川崎発」の製品、技術、サービス、市民活動を対象とします。

「川崎発」とは、川崎で生まれた、または、川崎で育ったことを意味し、本事業では下記のように名づけて、整理しています。



川崎生まれには、市外・海外に技術移転された「生産プロセス技術」も含まれます。

サービス部門では、「研究開発」「企画」、「製造」「提供」、市民活動部門では「研究開発」「企画」、「製造」「実践」と読み替えてください。

< 応募対象 >

製品・技術部門	下記のいずれかに該当するもの ・川崎市内に製造事業所があり、川崎市内で製造された製品・技術 ・川崎市内で研究開発された製品・技術 ・川崎市内で確立された生産プロセス技術
サービス部門	下記のいずれかに該当するもの ・川崎市内で提供されたサービス ・川崎市内で企画されたサービス
市民活動部門	川崎市内で実践または企画され、市民の創意工夫によって市内外のCO <sub>2</sub> 排出削減に貢献している市民活動

一般消費者向けの製品・サービスはもちろん、産業向け・業務用の製品・サービス(いわゆる B to B) の応募も対象になります。

最終製品の一部における関与であっても、川崎市内の事業所による CO<sub>2</sub> 削減への関与分が評価できれば、応募できます。例えば、省エネにすぐれた製品のある部品のみを市内で製造している場合、最終製品の CO<sub>2</sub> 削減量に対するその部品の貢献分を示すことができれば応募できます。

1 企業・団体から 1 部門に 2 件以上の製品、活動等を応募することも可能です。但し、応募多数の場合、一次審査にて数を限定することがあります。

特許に絡んで係争中のもの、または係争の恐れがあるものは応募できません。

## (応募要領)

### (2) 応募資格

#### 製品・技術部門

市内に製造または研究開発を行う事業所があり、過去1年以上の操業実績があること。

川崎市内に事業所があっても、業務内容が販売や使用・管理のみの場合は対象とはなりません。

事業者の規模及び業種は問いません。

応募者が重大な法令違反等をかかえている場合は応募できません。

#### サービス部門

市内で提供または企画されたサービスであり、過去1年以上のサービス提供実績があること。

事業者の規模及び業種は問いません。

応募者が重大な法令違反等をかかえている場合は応募できません。

#### 市民活動部門

市内に活動拠点がある団体（NPO法人、任意団体、学校等を含む）。

活動拠点が川崎市内であれば、占有スペースがある必要はありません。

一次審査シートの提出時点で活動実績があれば、活動年数は問いません。

### (3) 応募スケジュール

応募希望者は、下記のスケジュールで説明会、算定講習会へ参加し、審査シートを提出してください。

各審査シートの記入方法については、説明会及び算定講習会でもご説明します。

CO<sub>2</sub>川崎ブランドに関する説明会（7月16日（金））

CO<sub>2</sub>削減川崎モデルに関する算定講習会（第1回：7月30日（金）第2回：8月5日（木））

一次審査シートの提出（9月3日（金）締め切り）

算定相談会（9月下旬～10月上旬予定。希望者と個別に調整します。）

二次審査シートの提出（10月15日（金）締め切り）

一次審査の応募期間 平成22年7月16日（金）～平成22年9月3日（金） 必着

二次審査の応募期間 平成22年10月1日（金）～平成22年10月15日（金） 必着

## (応募要領)

### (4) 必要書類

#### 一次審査

応募者は、応募案件ごとに、下記の書類について、電子媒体（電子メール送信）及び書面（書面は各2部をA4版でプリントアウトの上、郵送）を提出してください。

#### < 提出書類一式 >

- 一次審査シート（様式1-1から1-3の審査シートのいずれか一つに必要事項を記入。応募する部門毎の様式は下表の通り。）
- 応募案件の概要や仕様を示したパンフレット・説明資料等
- 市民税納税証明書の写し（市民活動部門は除く。市民税納税証明書の写しが提出できない場合はご相談ください。）

#### < 部門毎の一次審査シート様式 >（別紙参照）

部門	提出シート	記入内容
製品・技術部門	様式1-1	会社概要、製品・技術の概要、CO <sub>2</sub> 削減効果の概要、ライフサイクル段階別インプット・アウトプット量等
	生産プロセス技術 様式1-2	会社概要、生産プロセス技術の概要、CO <sub>2</sub> 削減効果の概要、生産プロセスのインプット・アウトプット量等
サービス部門	様式1-1	会社概要、サービスの概要、CO <sub>2</sub> 削減効果の概要、ライフサイクル段階別インプット・アウトプット量等
市民活動部門	様式1-3	団体の概要、活動の概要等

製品・技術部門において、応募対象が生産技術の場合は様式1-2のシートにご記入ください。

#### 二次審査

応募者は、応募案件ごとに、応募する部門に対応した二次審査シート（様式2-1から2-3の審査シートのいずれか一つ）に必要事項を記入のうえ、電子媒体（電子メール送信）及び書面（書面は各2部をA4版でプリントアウトの上、郵送）を提出してください。

(応募要領)

<部門毎の二次審査シート様式> (別紙参照)

部門	提出シート	記入内容
製品・技術部門	様式 2-1	会社概要、製品・技術の概要、CO <sub>2</sub> 削減効果の概要、ライフサイクル段階別 CO <sub>2</sub> 排出量、算定結果等
	生産プロセス技術	様式 2-2
サービス部門	様式 2-1	会社概要、サービスの概要、CO <sub>2</sub> 削減効果の概要、ライフサイクル段階別 CO <sub>2</sub> 排出量、算定結果等
市民活動部門	様式 2-3	団体の概要、活動の概要、CO <sub>2</sub> 削減効果の概要*、ライフサイクル段階別 CO <sub>2</sub> 排出量*、算定結果*等

市民活動部門様式 2-3 のうち、CO<sub>2</sub>削減効果の概要、ライフサイクル段階別 CO<sub>2</sub> 排出量、算定結果の記入は任意とします。

審査シート様式は下記ホームページから入手できます。

<http://www.k-co2brand.com/>

(注) 応募の要件を満たさない方からの申請書類や、不備がある申請書類は、受理できません。  
(提出期限までに不備を修正できない場合は、当該申請は無効となります。)

提出先

(郵送にて)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市環境局地球環境推進室 低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランド事務局 宛

(電子メールにて)

E-mail : 30tisui@city.kawasaki.jp (\*30 : 数字で “ 30 ”)

メールが使えない場合は、データを電子媒体に入れて書類とともに郵送してください。

(問い合わせ)

川崎市環境局地球環境推進室 低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランド事務局

E-mail : 30tisui@city.kawasaki.jp TEL : 044-200-2169 FAX : 044-200-3921

(5) 応募料及び審査料

応募料及び審査料は無料です。但し、申請書類の作成及び応募にかかる費用については、応募者の自己負担となります。

(応募要領)

5. 説明会及び算定講習会について

(1) 低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドに関する説明会

環境配慮製品に関心のある市民・企業を広く対象とし、ライフサイクル的思考を核とする川崎 CO<sub>2</sub>削減モデル、低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドについて広く周知することを目的とし、下記の通り低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドに関する説明会を開催します。

応募希望者をご出席ください(応募を希望または検討する企業で、当日出席できない場合は、事務局までご連絡ください)。また、説明会への参加は事前の申し込みが必要となります。

日時：	平成 22 年 7 月 16 日 (金) 10:00 ~ 11:30
場所：	川崎市産業振興会館 1F ホール 川崎市幸区堀川町 66-20 ( JR 川崎駅西口より徒歩 8 分、京浜急行川崎駅より徒歩 7 分 )
対象部門：	全部門 (製品・技術、サービス、市民活動)
申し込み先：	川崎市環境局地球環境推進室 E-mail : 30tisui@city.kawasaki.jp ( 30: 数字で “ 30 ” )
申し込み方法：	参加を希望される方は、平成 22 年 7 月 14 日 (水) までに、上記宛に、企業名、所属、役職、氏名、連絡先 ( E-mail アドレス、電話番号 ) を明記の上、電子メールにてご登録ください。 登録いただいた方は全て参加可能とし、受付票等の送付はしません。

個人情報の取扱については、12 頁をご覧ください。

(2) 算定講習会

応募希望者を対象に、ライフサイクル全体での CO<sub>2</sub>削減効果を算定するための算定講習会を実施します。この算定講習会は、応募希望者が申請書類に記入するためのアドバイスを行うことを目的としていますが、同時に、市内企業の製品等のイノベーション及び競争力の増大を図るため、応募希望者以外の参加も受け付けます。

本講習会は、LCA ソフトをご活用いただくために、PC を持参して参加いただく実践的なものです。応募希望の方は、できる限りご参加くださいますようお願いいたします。また、企業内における算定方法の共有を進めていただくため、できるだけ 2 名で参加されることをお勧めします。

なお、算定講習会への参加は事前の申し込みが必要となります。平成 22 年度は同じ内容の講習会を 2 回開催しますので、ご希望の回をお選びください。

(応募要領)

第1回	日時：	平成 22 年 7 月 30 日 (金) 10:00 ~ 15:30 (昼食休憩 1 時間を含む)
	場所：	川崎市教育文化会館第 6 会議室 川崎市川崎区富士見 2 丁目 1-3 (JR 川崎駅東口より徒歩 15 分、川崎駅東口よりバスにて「教育文化会館前」下車)
第2回	日時：	平成 22 年 8 月 5 日 (木) 10:00 ~ 15:30 (昼食休憩 1 時間を含む)
	場所：	川崎市教育文化会館第 6 会議室 (同上)
対象部門：	製品・技術部門、サービス部門	
申し込み先：	川崎市環境局地球環境推進室 E-mail : 30tisui@city.kawasaki.jp ( 30: 数字で “ 30 ”)	
申し込み方法：	受講を希望される方は、7 月 23 日 (金) までに、上記宛に、氏名、連絡先 ( E-mail アドレス、電話番号 )、職業 ( 所属、役職 )、パイロットブランド応募の有無を明記の上、電子メールにてご登録ください。 なお、申込みは 1 企業につき 1 回の電子メール送信としてください。受講希望者が定員を超過した場合には、本制度への応募希望者を優先させていただくことがあります。	

個人情報の取扱いについては、12 頁をご覧ください。

## 6 . 審査・選定

### (1) 審査体制

低 CO<sub>2</sub> 川崎ブランド事業のあり方を検討するために設置された「低 CO<sub>2</sub> 川崎ブランド企画委員会」において審査・検討を行います。

### (2) 審査・選定の方法

#### 一次審査

提出された一次審査シートに基づき、下記の基準によって一次審査による選別を行います。必要に応じてヒアリングによる確認を行う場合があります。

#### < 一次審査の基準 >

製品・技術部門・サービス部門	市民活動部門
<ul style="list-style-type: none"><li>川崎市内で研究開発 ( 企画 ) または製造 ( 提供 ) されていること ( 必須 )<ul style="list-style-type: none"><li>CO<sub>2</sub> 削減効果の算定</li></ul></li><li>に必要なデータの整備、開示準備がされていること</li><li>3 . に示した選定基準</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>川崎市内で活動されていること ( 必須 )</li><li>3 . に示した選定基準</li></ul>

なお、試行実施である本年度においては、製品・技術・サービスの種類、企業・団体の規模等のバランスを優先して選別を行うことがあります。

#### 二次審査

提出された二次審査シートに基づき、3 . で示した選定基準によって審査を行います。必要に応

## (応募要領)

じてヒアリングによる確認を行う場合があります。

### ブランドの承認・選定

低 CO<sub>2</sub>川崎ブランド企画委員会における助言に基づき、川崎市において の審査結果を承認、選定を行います。

### (3) 試行実施結果の公表

選定結果は、平成 23 年 1 月頃に各報道関係者に公表するとともに、ホームページ等で発表します。

選定された製品等、及び市民活動は、平成 23 年 2 月に開催される川崎国際環境技術展において発表します。当該企業・団体の方には、川崎市内外での講演会等で取り組み内容の紹介をお願いすることがあります。

### (4) 低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランド試行実施結果発表会・表彰式

開催時期：平成 23 年 2 月 川崎国際環境技術展にて実施

出席予定者：川崎市長

## 7. その他

### (1) 低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドマークの使用について

パイロットブランドとして選定された製品等の事業者及び市民活動団体は、当該製品等に低 CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドを示すマークを選定結果発表日以降表示し、広告等に活用することができます。このマークは、川崎市がその表示権をパイロットブランド事業者に無償で供与するもので、事業者・団体には別途定める使用規定を遵守して、責任を持ってマークを管理していただきます。

### (2) 川崎市温暖化防止対策へのご協力について

川崎市の地球温暖化防止対策の推進にあたり、パイロットブランドとして選定された製品や活動等の活動量（製造量や導入量、活動状況など）に関する情報を、今後継続してご提供いただくようご依頼することがあります。その場合には、ご理解ご協力をお願いいたします。

## (応募要領)

### 注意事項

以下の事項について、あらかじめ承諾のうえ、ご応募ください。

申請書類及び審査の過程等で求める資料は返却しません。

申請書類及び審査の過程等で虚偽が判明した場合には、応募を無効とします。

審査経緯及び選定結果に対する異議の申し立てについては、お受けしません。

試行実施結果の公表後に、パイロットブランドとしてふさわしくない事由が判明した場合には、その選定を取り消すことがあります。

### 守秘義務

申請書類その他の提出書類で知り得た情報については、当該事業の審査以外に利用及び公開はいたしません。申請書類その他の提出書類に係る機密保持には、当事務局において十分配慮致します。なお、選定された場合には不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となります。

### 個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、川崎市の個人情報保護条例等によって保護され、本事業の実施主体である川崎市、また川崎市から本事業の運営等に関する委託を受けた業者以外の第三者に提供することは一切ありません。